

釜石都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(釜石都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月

岩手県

釜石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (岩手県決定)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり決定する。

. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲
2. 都市計画区域の現状・課題
3. 都市計画区域の将来像
4. 都市計画区域の基本方針

. 区域区分の決定の有無

. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 商業地
 - (2) 工業地
 - (3) 住宅地
 - (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 - (5) その他
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 交通施設の整備の方針
 - (2) 下水道の整備の方針
 - (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

付図 釜石都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

一体の都市として整備、開発及び保全を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため。

釜石都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲

本方針は、釜石都市計画区域（以下「本区域」といいます。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

都市計画区域	市町村	範囲	面積(ha)
釜石都市計画区域	釜石市	行政区域の一部	16,326



2. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、近代に入り製鉄業で発展した釜石市を中心に、産業拠点として、また、海に面する漁業基地として発展してきました。製鉄業で培われた技術は、今もなお受け継がれ、県内の産業技術をリードしています。

しかし、近年釜石市の基幹産業である製鉄業の事業規模縮小による人口の流出、それに伴う中心市街地の空洞化等により、都市機能の低下が懸念される状況にあることから、既にある基盤を活用しつつ、東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸縦貫自動車道の整備促進などにより、釜石港を活用した物流拠点を形成し、都市機能の強化を図る必要があります。

3. 都市計画区域の将来像

「岩手県都市計画ビジョン」において掲げた都市づくりを実現するため、本区域の将来像を次のとおり掲げます。

人と技術が輝く海と緑の交流拠点都市

地域住民が生きがいを持って暮らし、先進的な技術と地域の資源、物流基盤を活用し、活力ある産業が展開するとともに、海と豊かな自然、地域の魅力を活かしたまちづくりを進め、にぎわいと活力が創出される海と陸の交流を促進し、さらには、内陸との交流も促進し、沿岸部における産業拠点の形成を図ります。

4. 都市計画区域の基本方針(実線囲みは都市計画区域の特色を活かし推進すべき方針)

(1) 海と緑など身近な自然の保全・活用と資源循環型社会に対応した都市環境の形成

太平洋や陸中海岸、北上高地など身近な自然の保護・保全と活用を図るとともに、資源循環型社会に対応した都市環境の形成を目指します。

(2) 安全・安心な暮らしの確保と誰もが生き生きと暮らせる都市づくりの展開

過去に経験した津波や土砂災害、林野火災などの自然災害へ対応するために、がけ崩れ対策や防波堤の整備等の防災機能の向上を図るとともに、避難所等の整備充実を図り、安心して暮らせる居住環境の形成を図ります。

また、ひとにやさしいまちづくりや環境共生のまちづくりを進め、少子・高齢化に対応した安心して暮らせるゆとりある居住環境の実現を目指します。

(3) 賑わいのもとで活力ある産業が展開する都市

既存ストックを活かした産業機能の充実を図るとともに、低未利用地の有効活用や産業基盤の再整備を進め、地形や市街地形状等の特性を積極的に活かし、みなとまちとしての魅力と活力を高める産業拠点の形成を図ります。

(4) 多彩な交流・連携の展開と物流拠点機能の強化

釜石港を活用した国内外との交流・連携を展開するとともに、東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸縦貫自動車道といった高速交通体系の整備により内陸部や三陸沿岸との交流・連携を展開し、物流拠点としての機能の強化を図ります。

(5) 鉄の歴史やみなとまちらしさを活かした都市づくりの推進

鉄の歴史やみなとまちらしさといった地域資源を活かした魅力づくりや観光・交流基盤の整備を図り、人々が集い・にぎわう交流拠点の形成を図ります。

． 区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

< 判断根拠 >

- ・ 行政区域全体の動向を見ると、人口動向は減少傾向であり、産業動向については、卸・小売販売額を除いて減少傾向にあり、都市的土地利用の動向も余り活発ではない状況にあります。
- ・ 次に、市街地周辺（用途地域外）については、人口動向は減少傾向であり、産業動向は卸・小売販売額が増加傾向にありますが、都市的土地利用の動向は余り活発ではない状況にあり、全体的に、無秩序な市街化が起こっている可能性は低いと判断されます。
- ・ また、現在整備が進む釜石港周辺や将来整備予定の東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺については、土地利用状況や地形的制約、人口動向等を踏まえると、無秩序な市街化が急速に進展するとは考えにくく、また、区域区分以外の土地利用規制でも対応できるものと判断されます。
- ・ したがって、現状においては区域区分を定めず、他の土地利用施策等で対応することとします。

区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

1. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 商業地

- ・ 中心市街地については、商店街の活性化やみなとまちのイメージづくりを進めるとともに、行政機能施設などの移転跡地や低未利用地を活用した人が集まる・人が住む機能の充実や、地域特性を活かした景観形成等に総合的に取り組み、中心市街地の魅力づくりを進めます。
- ・ 釜石駅周辺（鈴子地区）に基盤整備を推進するとともに、商業施設や行政機能の集積促進を図り、本都市圏の新しい顔となる中心拠点の形成を目指します。

(2) 工業地

- ・ 中番庫地区においては、新たな産業拠点の形成を目指した土地の有効活用を促進します。
- ・ 仙人峠道路のインターチェンジ予定地周辺の土地利用動向を把握しながら、一団の低未利用地の土地利用を検討し、必要に応じて用途地域の変更などによる土地利用の誘導を図ります。
- ・ 片岸地区の工業系用途地域は、活用に向けた基盤整備手法の検討を進め、地域の産業振興等を目指した活用方法について地域住民と協議を進めるとともに、みのすけ沼周辺の豊かな自然環境の保全や自然に親しめる空間の整備に努めます。

(3) 住宅地

- ・ 街路整備や老朽住宅の建替え誘導などにより、密集市街地の解消を目指すとともに居住環境・居住水準の向上を目指します。
- ・ また、住居系や工業系の土地利用地区での新たな住宅地整備を促進するとともに、大規模事業などにおける住宅地の移転などへも対応していきます。
- ・ そして、一体的に整備された住宅団地における良好な住環境の保全や、都市機能が集積し生活利便性の高い中心市街地における定住促進を図ります。

(4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

(5) その他

- ・ 港湾の利活用を図りながら新しい魚市場の整備やレクリエーション空間整備等を進め、市民も親しめる魅力的なみなとづくりを目指します。
- ・ 大規模な工業系低未利用地等においては、一体的な土地利用を図り、新たな拠点地区としての再生を目指します。
- ・ 平田埋立地での先進技術を導入した新たな環境産業拠点の形成を目指した取り組みにより、土地の有効活用を図ります。
- ・ 平田埋立地を含む周辺地域の水際については、漁業などとの連携や調整を図りながら、海を眺め水辺に親しむ空間としての整備を検討します。
- ・ 産業を支える流通機能の充実や魚市場の整備を進めるとともに、水産物流通加工に関連する施設の充実等により水産業の活性化を図ります。
- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。

- ・ また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の整備の方針

- ・ 本区域と内陸部や沿岸部を結ぶ広域道路は、現状では国道 45 号、国道 283 号、主要地方道釜石遠野線ですが、高規格幹線道路である東北横断自動車道釜石秋田線と三陸縦貫自動車道の整備を促進し、交流や物流の活発化を推進します。
- ・ 市街地の骨格をなす幹線道路は、国道 45 号と国道 283 号（及び主要地方道釜石港線）によって T 字型に形成されており、地形的な制約から迂回路となる道路も限られているため、朝夕の通勤・帰宅時には慢性的な交通渋滞が生じている状況にあることから、都市計画道路等の整備を推進します。

(2) 下水道の整備の方針

- ・ 快適な市民生活を支え、また環境への負荷を減らすため、事業認可区域における計画的な公共下水道整備を進めます。

(3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- ・ 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 釜石駅周辺（鈴子地区）において、地権者と連携を図りながら、利便性の高いにぎわいのある地区の形成を図ります。
- ・ また、今後、中心市街地活性化を目的として再開発事業等の検討を行います。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

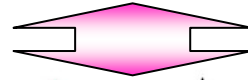
- ・ すぐれた海岸景観を有する陸中海岸国立公園に指定されている区域は、保全を図ります。
- ・ すでに整備されている公園は、公園の持つ多面的な機能の維持・充実に努めます。
- ・ また、未整備の公園についても整備促進に努めるとともに、公園の適正な維持管理を行います。
- ・ 公園の配置等については、利用形態の変化や社会情勢を考慮し、地域的なバランス等にも配慮しながら、都市計画施設として定め、整備を進めていきます。

釜石都市計画区域の将来像図

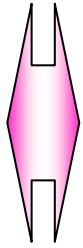
- 凡例
- 高規格幹線道路（整備済及びルート決定済）
 - 高規格幹線道路（ルート未決定）
 - 地域高規格道路（整備済及びルート決定済）
 - 地域高規格道路（ルート未決定）
 - 幹線道路（整備済及びルート決定済）
 - 幹線道路（ルート未決定）
 - 新幹線
 - 在来線等
 - 河川等
 - 市街地（市街化区域（又は用途地域））
- 業務拠点
 - 商業拠点
 - 工業・流通拠点
 - 公園・緑地



大槌



遠野



国内各地・海外

